

○七尾市墓地公園条例施行規則

平成16年10月1日  
規則第123号

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市墓地公園条例(平成16年七尾市条例第160号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 条例第3条の規定により、墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて申請しなければならない。

(使用許可)

第3条 市長は、墓地の使用許可したときは、墓地使用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付する。

(施工届)

第4条 墓地の使用許可を受けた者が、墓その他設備等の新設又は改築しようとするときは、施工届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用権移転届)

第5条 条例第6条の規定により、使用の継承を受けようとする者は、許可証を添えて使用権移転届(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。市長は、承継者であることを証明する書類の提出を求めることができる。

(使用者住所の移動届)

第6条 本市以外に住所を有する使用者は、本籍、住所、氏名等に異動のあったときは、異動届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 使用者が許可証を紛失したときは、墓地使用許可証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(許可証の返還)

第8条 条例第9条の規定により、使用墓地を返還するときは、使用墓地返還届(様式第7号)に許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(墓地管理人)

第9条 条例第5条ただし書によって墓地使用許可を受けた者は、本市に住所を有する管理人を定め、墓地管理人届(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(墓地の清浄)

第10条 使用者は、使用墓地の清浄を維持しなければならない。ただし、洋式墓地の芝生は、市管理とする。

(墓地の使用制限)

第11条 条例第7条の規定の制限については、別表第1によるものとする。

(使用料の額)

第12条 条例第12条に規定する使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第13条 条例第12条第2項の規定により、次の事項に該当するもので使用料の減免を受けようとする者は、墓地使用料減免申請書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

(1) 公共事業等により、既存の墓地移転が必要な場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が減免の必要を認めた場合

(使用料の還付)

第14条 条例第12条第3項の規定により、使用料の還付を請求しようとする者は、墓地使用料還付請求書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。ただし、墓碑建設以後の返還は、使用料の還付をしない。

2 使用料の還付基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 1年以内に返還した場合 80パーセント

(2) 1年以上2年以内に返還した場合 60パーセント

(3) 2年以上3年以内に返還した場合 40パーセント

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田鶴浜町墓地公園条例施行規則(昭和49年田鶴浜町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1(第11条関係)

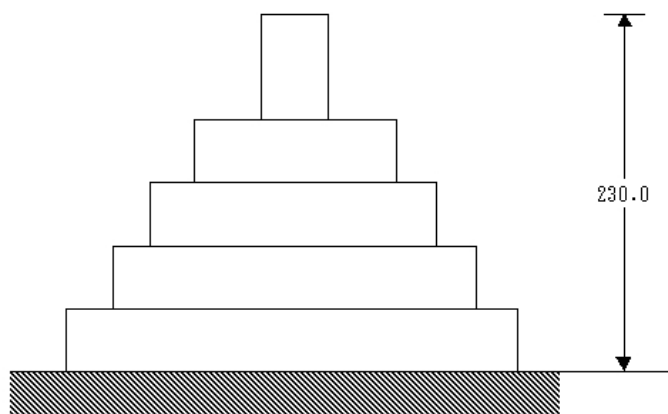
墓地の種別及び規模

| 種別  | 墓数   | 墓の高さ               |
|-----|------|--------------------|
| 在来型 | 1墓のみ | 230cm以下<br>(台石含む。) |

ただし、移転墓碑の場合は、この限りでない。

墓碑基準図

(在来型)



別表第2(第12条関係)

使用料

(単位：円)

| 種別    | 面積              | 使用料             |
|-------|-----------------|-----------------|
| 在来型墓地 | 6m <sup>2</sup> | 120,000         |
| 在来型墓地 | 8m <sup>2</sup> | 250,000～270,000 |